

避難行動要支援者名簿への

町では、避難行動要支援者（災害が発生した場合に避難の手助けなどを必要とする方）の名簿を作成しています。この名簿は災害時に身体が不自由などの理由により、避難が困難な方の安否確認、避難誘導などを速やかに行うためのものです。

今月から順次対象の方へ詳しい制度概要を郵送します。身体の障がいの状況、緊急連絡先などの個人情報、地域の自主防災会や民生・児童委員などに情報提供することへの同意をしていただくと、地域の見守り活動、災害時の安否確認、避難誘導などの支援活動をより強化できます。支援関係機関への情報提供の趣旨を理解し、できる限り多くの方の同意をお願いします。

※災害対策基本法が改正されたため、今までの「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」へ名称が変更となりました。

対象となる方は？

避難行動要支援者とは、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難の手助けなどを必要とする方です。町では、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- ① 介護保険における要介護3・4・5の認定者の方
- ② 65歳以上のひとり暮らしの方
- ③ 65歳以上のみで構成する世帯の方
- ④ 身体障害者手帳「1級」「2級」の方
- ⑤ 療育手帳「A1」「A2」の方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳「1級」の方
- ⑦ その他支援を必要とする方



名簿の内容は？

町で管理している住民基本台帳をもとに、対象者の次の情報で名簿を作成します。

- | | | | | |
|-----------|-------|--------|-----|-------|
| ①氏名 | ②生年月日 | ③性別 | ④住所 | ⑤電話番号 |
| ⑥障がいの等級など | ⑦特記事項 | ⑧緊急連絡先 | | |

名簿の活用方法は？

避難行動要支援者が避難行動などをする場合に、できる限り地域で支援が受けられるように、町から支援関係機関へ名簿を提供します。

【平常時】

個人情報の提供に同意された方のみ、
右の機関へ提供

【災害時】

命を守ることを最優先とし、不同意の
方の名簿情報も右の機関へ提供



【支援関係機関】

- 各自主防災会
- 民生・児童委員
- 消防機関（消防署・消防団）
- 岐阜羽島警察署
- 町社会福祉協議会